



法人会だより

公益社団法人浦河地方法人会
〒057-0013 浦河郡浦河町大通1丁目36番地
TEL 0146-22-2366 / FAX 0146-22-3082
URL <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/urakawa/public/>

会長挨拶



(公社) 浦河地方法人会 会長 工藤 仁

日頃より、会員の皆様には、当会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私は6月29日に開催されました総会にて会長に再任され、3期目を務めさせていただくこととなりました。これも偏に会員の皆様のおかげでございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の取り扱いが、今年度より第5類となりました。これまで事業活動に影響を及ぼし、円滑に活動ができませんでしたが、これからは、制限なく、税制改正提言全道大会や研修活動など、円滑に事業活動ができるようになります。経済状況は長引く戦争や物価高騰の影響で、低迷している状況下にはありますが、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、社会貢献活動や、税制提言活動を展開していくので、会員の皆様方のご理解、ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

【令和5年度 第10回 定時総会】



去る6月29日（木）16時から浦河町総合文化会館にて定時総会が開催され、浦河税務署長の茂利英明様をはじめ多くの来賓にご臨席を賜り、開催いたしました。出席者は来賓含め40名で、議事は滞りなく承認され、役員改選も行われ、新役員は下記の通り承認されております。総会終了後には茂利署長による税務研修会も行なわれ、その後、懇親会を行ないました。

公益社団法人浦河地方法人会 新役員

令和5年6月29日～令和7年度総会迄

役職名	氏 名	役職名	氏 名
会長	工藤 仁	理事	飛山 小夜美
副会長	山形 弘	〃	酒井 健二
〃	河原秀幸	〃	久野俊昭
〃	奥田宗一郎	〃	大坂庄吉
〃	中山智仁	〃	坂田成哉
〃	谷川貴英	〃	及川哲孝
専務理事	徳田正人	〃	東出智宏
理事	土屋祐喜	〃	前川則久
〃	馬場陽介	〃	村上博之
〃	出口直沖	〃	木村晃悦
〃	嵐仁	〃	畠山史人
〃	野畑直高	監事	川村学
〃	久保佳幸	〃	津山茂
〃	佐藤尚武	〃	小川勝己

第60回 税制改正提言全道大会～札幌大会～

去る9月8日(金)札幌パークホテル(札幌市)にて北海道法人会税制改正提言全道大会が開催され、当会各支部からは26名が参加致しました。令和5年度の税制改正提言の実現状況、令和6年度の税制改正提言事項が決議され、すべて承認されました。また、記念講演会では外交ジャーナリスト・作家の手嶋龍一氏が講師として、「プーチンの戦争とゼレンスキーの戦争」をテーマに講演を行いました。来年度の開催地は令和6年9月5日(木)苫小牧市民会館(苫小牧市)での開催となっておりますので、多くの会員皆様のご参加をお願い申し上げます。



青年部会活動

第31回全道青年の集い ～室蘭大会～

去る6月23日(金)室蘭市民会館(室蘭市)にて第31回北海道法人会青年の集い室蘭大会が開催され、当会青年部会からは6名が参加いたしました。記念講演会では室蘭工業大学理工学部・大学院工学研究科教授の清水一道氏が「ひとづくりはものづくり～SDGsを考慮したものづくり」をテーマに講演を行いました。来年度の開催地は令和6年9月19日(木)富良野市での開催が決定いたしました。



【租税教室】



令和5年度管内小学校において、租税教室を下記の通り、開催いたしました。

- ・5月9日 様似小 4.5.6年生 3回
- ・5月24日 浦河東部小 5.6年生 1回
- ・5月24日 静内小 6年生 2回
- ・5月26日 えりも小 6年生 1回
- ・6月12日 静内高静小 6年生 2回
- ・7月13日 えりも岬小 5.6年生 1回

第23回北海道法人会女性部会全道大会 ～とかち大会～

去る10月6日(金)とかちプラザ(帯広市)にて第23回北海道法人会女性部会全道大会とかち大会が開催され、当会から10名が参加いたしました。大会の中では、全国の法人会女性部会が実施している、子供たちの税に関する絵はがきコンクールの成績発表が行われ、浦河地方法人会で最優秀賞となった様似小学校5年生の高木結愛さんの作品が、全道で2番目となる優秀賞に選ばれ、武岡部会長が、壇上に上がり表彰を受けました。記念講演会では、地元で愛される(株)満寿屋商店の杉山輝子会長が「十勝の恵みに生かされて」と題し、講話があり、その後、会場をホテル日航ノースランド帯広に移し、懇談会が開催されました。来年度の開催地は令和6年10月18日(金)ベルクラシック北見(北見市)での開催が決定いたしました。

女性部会活動



浦河税務署長ご挨拶



本年7月の定期人事異動で、浦河税務署長を拝命いたしました福岡でございます。

工藤会長様をはじめ、公益社団法人浦河地方法人会の役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

私、浦河税務署勤務は2回目でございまして、前回は昭和62年から3年間勤務しておりました。当時は税務の世界に入ってまだ4年目という「ひょっこ」の時代で、社会人として、また税務の調査マンとしての基礎をここ浦河で学ばせていただき、とても思い出深い地であり、当時関わさせていただいた方々には本当に感謝しております。

この度、35年振りに戻ってまいりましたので、微力ながら、これまでの御恩を少しでもお返しできればという気持ちで一杯でございます。何卒よろしくお願ひいたします。

浦河税務署長 福岡 伸司

さて、本年10月から消費税の「インボイス制度」が開始されましたが、登録がお済みの皆様におかれましては、取引先への登録番号の通知や、取引先の登録状況の確認、インボイス制度に対応した帳簿や請求書等のご準備をお願いいたしますとともに、今後登録を予定されている皆様には、e-Taxによるお早目の申請をお願いいたします。

国税当局といしましては、引き続き、関係省庁や法人会をはじめとする関係民間団体の皆様と緊密に連携を図りながら、着実な制度の周知・広報、丁寧な相談対応に努めてまいりたいと考えておりますが、法人会の皆様方におかれましては、今後も制度の周知・広報に御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、今後デジタル社会の形成を推進していくためにも、国税のキャッシュレス納付を推奨しております。特にキャッシュレス納付の一手段であるダイレクト納付は、毎月発生する源泉所得税の納付に大変便利ですので、是非、ご利用いただくようお願いいたします。併せて、納税証明書につきましても、お持ちのパソコンやスマートフォン、タブレット端末からe-Taxにより請求から受け取りまで簡単な作業ができる電子納税証明書（PDF）が大変便利ですので、ぜひ御利用いただくようお願いいたします。

結びになりますが、公益社団法人浦河地方法人会の益々の御発展と会員企業の御繁栄、並びに会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

女性部会活動



浦河税務署からのお知らせ

浦河税務署 幹部職員等定期異動状況（令和5年7月）

～よろしくお願ひいたします～

（敬称略）

役職	氏名	前任地	出身地	趣味・特技等
署長	福岡 伸司	札幌国税局 課税部資料調査第1課 課長	札幌市	かみさんとの温泉 国内旅行
総務課長	松尾 光恭	(留任)	岩見沢市	楽器演奏 日本酒探求
調査部門 統括国税調査官	片岡 勝美	(留任)	上川町	家庭園芸 TikTok鑑賞
調査部門 国税調査官	三浦 明生	北見税務署 法人課税第1部門 国税調査官	札幌市	映画鑑賞 (最近は) 料理

～お世話になりました～

役職	氏名	発令先
署長	茂利 英明	兵庫税務署 署長
調査部門 上席国税調査官	河西 芳明	俱知安税務署 法人課税部門 上席国税調査官



最優秀賞・様似小学校5年・高木結愛さんの表彰と作品



浦河税務署長賞・浦河小学校5年・白井桃未さんの作品

【絵はがきコンクール】

毎年開催している絵はがきコンクールですが、本年も、6月9日～8月31日迄募集し、浦河税務署管内6小学校から175点の応募があり、今年は、浦河地方法人会で最優秀賞を受賞した作品が、全道で2番目に優秀な賞を受賞いたしました。左に様似小学校で表彰を受けた高木結愛さんの写真と浦河地方法人会の最優秀賞と浦河税務署長賞の作品を掲載いたしております。

使ってみると便利です！ キャッシュレス納付！

キャッシュレス納付の3つのメリット！

- ☑ 自宅やオフィスから納付可能！
- ☑ PCやスマホで簡単手手続き！
- ☑ 現金の準備が不要！



ダイレクト納付

おすすめ！

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ！

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）など納付の機会が多い方、ご自身で振替日を指定したい方

振替納付（口座振替）

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ！

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納めている方、毎回の納付手続を省略したい方

インターネットバンキングによる納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付する方法です。

こんな方にオススメ！

普段からインターネットバンキングにより決済する機会の多い方

クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードやスマホ決済アプリ（Pay払い）により納付する方法です。

こんな方にオススメ！

時間を気にせず納付したい方

キャッシュレス納付の一覧表

国税	キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
e-Tax	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	 国税庁HP 納付に関する 窓口案内
	インターネットバンキングによる納付	全税目	
	振替納付	申告所得税及び復興特別所得税、 消費税及び地方消費税(個人の方のみ)	
	クレジットカード納付・ スマホアプリ納付	全税目	

※1 一部の税目においてご利用できない税目があります。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

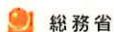
地方税	キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
eLTAX	スマホ決済アプリ	eLマーク ①の付いた納付書がある税目 例：固定資産税、都市計画税、 自動車税・軽自動車税（種別割）、 その他税目 ②	 地方税支払 ポータルシステム
	ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	・法人道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税（地方法人特別税） ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税（特別徴収分・退職所得に係る申告納付） ・都道府県民税（市町村割・起算割・株式特進等割付） ③・地方たばこ税 ・入湯税 ・ゴルフ場利用税 ・宿泊税	

※2 対象となる税目は、都道府県・市区町村により異なります。

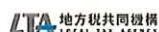
※3 令和5年10月16日より開始となります。
eLTAXでは、多くの都道府県・市町村で口座振替・スマホ決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。
詳しくは、各都道府県・市町村におけるお問い合わせください。



国税庁



総務省



地方税共同機構

事業主の皆さまへ
給与所得の源泉徴収票を
従業員の方の e-Taxで提出すると…
確定申告がさらに簡単に!!

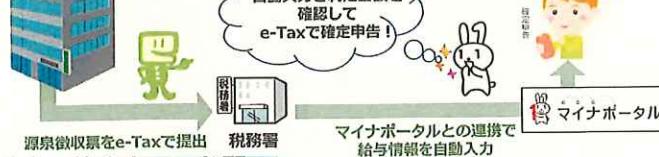
事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。

※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で

確定申告書を作成する際にご利用になれます。

事業主の方



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ表記）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備がないようご注意ください。

詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。→

e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

! e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

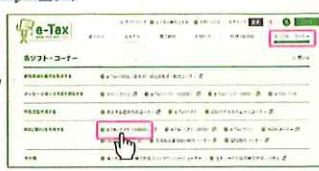
STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へアクセス

① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)

②右上部「各ソフト・コーナー」をクリック

③「e-Taxソフト（WEB版）」をクリック
または

e-tax web ログイン



STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。

既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で給与所得の源泉徴収票の作成を行います（e-Taxソフト（WEB版）を初めて利用する場合のみ、③の手順が必要です。）。

※事前準備の案内動画はこちら →



STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

[1 件別に入力する]

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

[CSVファイルを読み込む]

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。

! 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。

法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者のマイナンバーカードをご利用いただけます。



eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフト

PCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

